# 保険料の段階区分について

# 所得段階別保険料の設定

### 市町村(保険者)は、介護保険を運営するため、第1号被保険者から介護保険料を徴収します。

第2号被保険者の保険料については、国民健康保険や健康保険など、各医療保険ごとの算定方法に基づき医療保険 と合算で徴収され、社会保険診療報酬支払基金に全国分が集められた後、各保険者に交付されます。

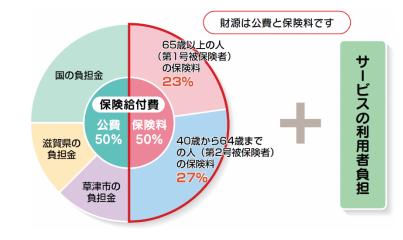
### ▼ 草津市の第1号被保険者の保険料(現行の第7期)

#### 保険料は基準額をもとに決められます

(月額)

草津市の65歳以上の人数

所得段階	対 象 者	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護受給の方 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給の方 世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金 額との合計が年額80万円以下の方	基準額×0.50*	21,200円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金 額との合計が年額80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75*	35,400円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額120万円を超える方	基準額×0.75*	49,600円
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員がおり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円以下の方	基準額×0.85	60,200円
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員がおり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円を超える方	基準額×1.00	70,800円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額120万円未満の方	基準額×1.10	77,900円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額120万円以上 200万円未満の方	基準額×1.25	88,500円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額200万円以上 300万円未満の方	基準額×1.50	106,200円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額300万円以上 400万円未満の方	基準額×1.60	113,300円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額400万円以上 500万円未満の方	基準額×1.70	120,400円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額500万円以上 750万円未満の方	基準額×1.80	127,400円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額750万円以上の方	基準額×1.90	134,500円



#### ▶<u>介護保険料(第1号被保険者)</u> @基準額×所得段階別の割合

計画期間(3年)ごとの介護保険事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、計画期間を通じた財政の均衡が保たれる**基準額**を設定し、これに市町村の定める**保険料率**を乗じることで**所得段階に応じて設定** 

- → 低所得者の負担を軽減
- → 本人課税の場合は基準額より高い額を市町村ごとに設定

入が実担する割占は5.5に軽減されるが、役割しか金額は6.5の金額が。 第3段階の保険料負担の割合は0.75ですが、低所得者の保険料負担軽減の仕組みとして公費負担が行われることにより、被保険者本 人が負担する割合は0.7に軽減されます(表記の金額は0.7の金額)。

<sup>※</sup>第1段階の保険料負担の割合は0.5ですが、低所得者の保険料負担軽減の仕組みとして公費負担が行われることにより、被保険者本人が負担する割合は0.3に軽減されます(表記の金額は0.3の金額)。 第2段階の保険料負担の割合は0.75ですが、低所得者の保険料負担軽減の仕組みとして公費負担が行われることにより、被保険者本人が負担する割合は0.5に軽減されます(表記の金額は0.50金額)。

# 【参考】介護保険第1号被保険者保険料の低所得者軽減強化について

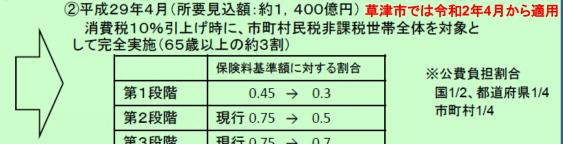
#### 国のガイドライン

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①平成27年4月(所要額:221億円)

第一弾として、市町村民税非課税世帯のうち 特に所得の低い者を対象(65歳以上の約2割)

	保険料基準額に対する割合			
第1段階	現行 0.5 → 0.45			



主美他(65歳以上の約3割)					
	保険料基準額に対する割合				
第1段階	0.45 → 0.3				
第2段階	現行 0.75 → 0.5				
第3段階	現行 0.75 → 0.7				

※公費負担割合 国1/2、都道府県1/4 市町村1/4

# 【参考】所得段階別保険料について(国の基準)

#### 保険料率の算定に関する基準(介護保険料施行令第38条 保険料率の算定に関する基準)

段階	対象者	保険料率
第1段階	<ul><li>・生活保護受給者</li><li>・市町村民税世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者</li><li>・市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等80万円以下</li></ul>	基準額×0.5 → ※ 0.3
第2段階	市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.75 → ※ 0.5
第3段階	市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額×0.75 → ※ 0.7
第4段階	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.9
第5段階	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超	基準額×1.0
第6段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額120万円未満	基準額×1.2
第7段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額120万円以上200万円未満	基準額×1.3
第8段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額200万円以上300万円未満	基準額×1.5
第9段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額300万円以上	基準額×1.7

## 【参考】保険料設定の弾力化について

低所得者への配慮等、特別な必要がある場合には、市町村は保険料収納必要額を確保できる範囲において、次のように保険料 を弾力化して設定することができます。

#### 【基準額に対する割合の変更 】

・各所得段階の保険料額の算定にあたって基準額に乗ずる率(標準割合)については変更可能。ただし、標準割合が0.75に揃えられている第2段階・第3段階を除き、隣接する段階と同じ乗率とすることは不可。

#### 【基準所得額の変更】

・第6段階から第9段階までの境界となる基準所得金額について変更可能。

#### 【10区分以上の保険料率の設定】

・保険料段階は、第6期計画(平成27年度)からは原則9段階。市町村民税本人課税層(第6〜第9段階) の区分を増やして5段階以上とし、全体で10段階以上の保険料率を設定することも可能。

本市の介護保険料所得段階別 被保険者数の割合(R2.8.28時点)

所得段階	被保険者数	割合
第1段階	3,643人	12.01%
第2段階	2,172人	7.16%
第3段階	1,990人	6.56%
第4段階	3,823人	12.60%
第5段階	5,067人	16.70%
第6段階	4,078人	13.44%
第7段階	4,485人	14.78%
第8段階	2,541人	8.38%
第9段階	1,030人	3.40%
第10段階	458人	1.51%
第11段階	452人	1.49%
第12段階	599人	1.97%
△≒	20 220 1	100 000/

合 計 30,338人 100.00%

# 【参考】保険料設定の弾力化について

## 本市における主な弾力化

#### 第5期(平成21年~平成23年度)→ 第6期(平成24年~平成26年度)

第5期計画					第6期計画		
段階	対象者	保険料率		段階	対象者	保険料率	加入割合
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で老齢年金の受 給者等	基準額 ×0.5		第1段階	- 生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で老齢年金の受給者等 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+ 公的年金等収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.45	12.7%
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計 所得金額+課税年金収入額が80万円以下 の人	基準額 ×0.5		第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+ 公的年金等収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.75	6.3%
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外 の人	基準額 ×0.75		第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+ 公的年金等収入額が120万円超の人	基準額 ×0.75	6.2%
第4段階	・本人が住民税非課税、世帯に住民税課税 者がおり、本人の合計所得金額+課税年金収 入額が80万円以下の人	基準額 ×0.85		第4段階	・本人が住民税非課税、世帯に住民税課税者がおり、 本人の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円以 下の人	基準額 ×0.85	15.1%
AF TIALE	・本人が住民税非課税、世帯に住民税課税 者がおり、上記以外の人	基準額 ×1.0		第5段階	・本人が住民税非課税、世帯に住民税課税者がおり、 上記以外の人	基準額 ×1.0	15.7%
第5段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が125 万円未満の人	基準額 ×1.1		第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満 の人	基準額 ×1.1	12.2%
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が125 万円以上190万円未満の人	基準額 ×1.25		第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上 190万円未満の人	基準額 ×1.25	13.7%
			_	第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上 290万円未満の人	基準額 ×1.5	9.4%
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が190 万円以上500万円未満の人	基準額 ×1.5	$\leftarrow$	第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上 390万円未満の人	基準額 ×1.6	3.6%
			細分化	第10段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が390万円以上 500万円未満の人	基準額 ×1.7	1.7%
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が500	基準額	/	第11段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上 750万円未満の人	基準額 ×1.8	1.5%
另0校陷	万円以上の人	× 1.75	1	第12段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が750万円以 上の人	基準額 ×1.9	1.9%

#### ◆8段階から12段階への細分化

・公平性の観点から、所得段階に応じた保険料を負担いただけるよう、 高額所得者の段階を細分化。8段階の設定では、第7段階の190万円以上 500万円未満を対象とする基準に幅があるため、当該段階を3つに細分化し、 第8段階の500万円以上の区分を500万円以上750万円未満、750万円 以上とした。

### 第6期(平成27年~平成29年度)→ 第7期(平成30年~平成32(令和2)年度)

	第6期計画		
段階	対象者	保険料率	加入割合
第1段階	<ul><li>・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で老齢年金の受給者等</li><li>・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+ 公的年金等収入額が80万円以下の人</li></ul>	基準額 ×0.45	12.7%
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+ 公的年金等収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.75	6.3%
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+ 公的年金等収入額が120万円超の人	基準額 ×0.75	6.2%
第4段階	<ul><li>・本人が住民税非課税、世帯に住民税課税者がおり、</li><li>本人の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円以下の人</li></ul>	基準額 ×0.85	15.1%
第5段階	<ul><li>・本人が住民税非課税、世帯に住民税課税者がおり、 上記以外の人</li></ul>	基準額 ×1.0	15.7%
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満 の人	基準額 ×1.1	12.2%
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上 190万円未満の人	基準額 ×1.25	13.7%
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上 290万円未満の人	基準額 ×1.5	9.4%
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上 390万円未満の人	基準額 ×1.6	3.6%
第10段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が390万円以上 500万円未満の人	基準額 ×1.7	1.7%
第11段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上 750万円未満の人	基準額 ×1.8	1.5%
第12段階	<ul><li>本人が住民税課税者で、合計所得金額が750万円以上の人</li></ul>	基準額 ×1.9	1.9%

	第7期計画		
段階	対象者	保険料率	加入割合
第1段階	<ul><li>生活保護受給者</li><li>・世帯全員が住民税非課税で老齢年金の受給者等</li><li>・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円以下の人</li></ul>	基準額 ×0.45	12.7%
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+ 公的年金等収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.75	6.3%
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+ 公的年金等収入額が120万円超の人	基準額 ×0.75	6.2%
第4段階	・本人が住民税非課税、世帯に住民税課税者がおり、 本人の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円以 下の人	基準額 ×0.85	15.1%
第5段階	・本人が住民税非課税、世帯に住民税課税者がおり、 上記以外の人	基準額 ×1.0	15.7%
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満 の人	基準額 ×1.1	12.2%
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上 200万円未満の人	基準額 ×1.25	15.0%
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が <b>200万円</b> 以上 <b>300万円</b> 未満の人	基準額 ×1.5	8.7%
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が <b>300万円</b> 以上 400万円未満の人	基準額 ×1.6	3.3%
第10段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上 500万円未満の人	基準額 ×1.7	1.5%
第11段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上 750万円未満の人	基準額 ×1.8	1.5%
第12段階	・本人が住民税課税者で、合計所得金額が750万円以 上の人	基準額 ×1.9	1.9%

#### ◆第7段階~第10段階までの段階判定基準額の変更

・平成29年10月27日付け、厚生労働省老健局介護保険計画課通知「第7期計画期間における第1号保険料算定に必要な諸係数について」において、第1号被保険者の所得分布調査の結果を踏まえ、介護保険法施行規則が改正されることにより以下のとおり変更を行った。

#### 基準所得金額

- ・第6段階と第7段階を区分する基準所得金額 120 万円
- ・第7段階と第8段階を区分する基準所得金額 200 万円
- ・第8段階と第9段階を区分する基準所得金額 300 万円

# 第8期保険料段階区分について 【検討の方向性】

第7期計画期間における近隣市の保険料段階区分および基準額(月額)については 以下のとおりです。

第8期計画期間中の基準額の設定にあたっては、近隣市の動向も踏まえながら今後、 決定してまいります。

## 本市における保険料段階等の変移

計画期	段階区分	基準額(月額)
第1期(平成12~14年度)	第5段階	2,717円
第2期(平成15~17年度)	第5段階	3,188円
第3期(平成18~20年度)	第6段階	3,876円
第4期(平成21~23年度)	第8段階	3,822円
第5期(平成24~26年度)	第8段階	4,964円
第6期(平成27~29年度)	第12段階	5,299円
第7期(平成30~令和2年度)	第12段階	5,900円
第8期(令和3年度~令和5年度)	検討中	検討中

## 近隣市における第7期の基準額

市	段階区分	基準額(月額)	年額
草津市	12段階	5,900円	70,800円
大津市	13段階	6,360円	76,200円
栗東市	11段階	5,890円	70,680円
守山市	1 1 段階	5,900円	70,800円
野洲市	12段階	5,980円	71,760円